

令和5年度身体障害者団体活性化交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 身体障害者団体活性化交付金は、島根県身体障害者団体連合会組織団体（以下、「組織団体」という）の活性化を図るため、組織団体の実施する第2条に定める事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 この交付金の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員加入促進に関する事業(別記1)
- (2) 関係機関連携強化・政策提言に関する事業(別記2)
- (3) 団体活動基盤強化に関する事業(別記3)

(交付額)

第3条 1団体あたり50千円を上限とする。

(交付対象事業の実施期間)

第4条 交付金の対象となる事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(交付金の交付)

第5条 交付金の交付を受けようとする組織団体は、あらかじめ、第2条に定める事業に係る計画(以下「事業計画」という。)を記載した計画書(様式第1号)を島根県身体障害者団体連合会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

- 2 会長は、事業計画を受理したときは、当該事業の内容を審査し、交付金を交付することが適当と認められる場合は、交付決定の通知を行うものとする。
- 3 第3条の規定に関わらず、前項の交付決定見込額が予算額を超過する場合は予算額を前項の交付決定団体数で予算額を除いた額を1団体あたりの交付上限額(千円未満は切り捨て)とする。
- 4 第2項の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)の代表者は、請求書を会長に提出するものとする。
- 5 会長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第6条 交付団体の代表者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、様式第2号を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業に係る事業実績報告は、様式第3号により交付金の交付を受けた翌年度の4月末日までに会長に報告しなければならない。

(実施細則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(別記1)

会員加入促進活動推進事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、島根県身体障害者団体連合会組織団体(以下、「組織団体」という)の会員が「自分たちの団体である」という共通認識をもって、新しい仲間(会員)を増やしていくために、組織団体の活動について関係機関・団体や、未加入の障害者を含む地域の住民に広くアピールしていくことを目的とする。

2 事業の内容

組織団体は、会員増強による組織の活性化をはかるための事業を推進する。事業の内容は、地域の実態に応じて創意・工夫されたものとするが、次の例示に基づき事業を実施する。

(1) 会員増強運動の展開

〈例示〉

- ・行政において、身障手帳交付時に入会案内チラシを配布してもらう。
- ・公民館、相談支援事業所、社協等で、入会案内チラシの配布を行う。

(2) 団体のアピール

〈例示〉

- ・会報を年に1回以上発行し、会員及び関係機関へ配布する。
- ・関係機関・団体の広報媒体(機関紙、ホームページ等)を利用し、会員の募集、活動内容の紹介を行う。

(3) 活動内容の再検討

〈例示〉

- ・障害者を取りまく生活課題等に関してアンケートを行う。
- ・活動内容が会員のニーズに合致しているか、会員で検討会を開く。

(4) その他本事業の目的を達成するために必要な事業

3 実施上の留意事項

事業主体者は、組織団体とするが、必要に応じて、支部団体等に部分委託することができる。

(別記2)

関係機関連携強化・政策提言活動等推進事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、島根県身体障害者団体連合会組織団体(以下、「組織団体」という)が組織団体独自の活動のみでなく、関係機関・団体の活動にも積極的に参加するなどにより連携協力を強化し、そうした機関団体とともに、障害者の生活課題解決に向けて政策提言を行うことを目的とする。

2 事業の内容

組織団体は、関係機関・団体との連携強化や障害者の生活課題解決のための事業を推進する。事業の内容は、地域の実態に応じて創意・工夫されたものとするが、次の例示に基づき事業を実施する。

(1) 関係機関・団体との交流

〈例示〉

- ・関係機関・団体と定期的な連絡会議を開催する。
- ・関係機関・団体の事業に積極的に参加する。
- ・関係機関・団体と共同で事業を開催する。(ユニバーサルスポーツ等)

(2) 政策提言活動の展開

〈例示〉

- ・行政機関との意見交換会を行う。
- ・行政に対して文書で政策提言(要望)を行い、文書で回答を求める。
- ・障害福祉計画、地域福祉活動計画等の策定・実施に参画する。

(3) 生活課題解決に向けた事業の展開

〈例示〉

- ・障害者福祉施策についての会員勉強会を行う。
- ・地域身体障害者の福祉の向上に寄与する研修会を行う。(例:最新の福祉機器の講習会、健康教室、料理教室、パソコン講習会等)

(4) その他本事業の目的を達成するために必要な事業

3 実施上の留意事項

事業主体者は、組織団体とするが、必要に応じて、支部団体等に部分委託することができる。

(別記3)

団体活動基盤強化活動推進事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、島根県身体障害者団体連合会組織団体(以下、「組織団体」という)がその活動を見直し、魅力ある事業を展開していくこと、また、各事業については、多くの会員が役割と責任をもって企画実施していくとともに、その実績評価を行うこと、及び、賛助会費制の導入や収益事業の実施により、財源確保に努めることにより団体の活動基盤を強化することを目的とする。

2 事業の内容

組織団体は、団体の活動基盤の強化をはかるための事業を推進する。事業の内容は、地域の実態に応じて創意・工夫されたものとするが、次の例示に基づき事業を実施する。

(1) 会員参画型の団体運営

〈例示〉

- ・会員同士で団体運営等に関する意見交換会を開催する。
- ・若手会員を役員へ登用する。

(2) 事務局体制の強化

〈例示〉

- ・役員・事務局体制において、十分な人員を配置しよう。
- ・事業の企画・運営・評価をするための事業ごとの担当部会(担当者)を設ける。

(3) 戦略的な財源確保の推進

〈例示〉

- ・収益事業を実施、拡大する。(そうめんの購入、自動販売機の設置等)
- ・当事者以外(企業等)からの賛助会費制を導入する。
- ・香典返し、お見舞い返し等の寄付を要望する。

(4) その他本事業の目的を達成するために必要な事業

3 実施上の留意事項

事業主体者は、組織団体とするが、必要に応じて、支部団体等に部分委託することができる。